神奈川県統計報告調整審議会規則

昭和55年５月30日  
規則第67号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 昭和57年５月31日規則第44号 | 平成２年３月30日規則第15号 |
|  | 平成７年３月24日規則第14号 | 平成20年３月31日規則第10号 |
|  | 平成22年３月30日規則第16号 |  |

神奈川県統計報告調整審議会規則をここに公布する。

神奈川県統計報告調整審議会規則

（趣旨）

**第１条**　この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第５号）により設置された神奈川県統計報告調整審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

**第２条**　神奈川県統計報告調整審議会（以下「審議会」という。）は、神奈川県が行う各種統計事務につき知事その他の執行機関（公安委員会を除く。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

*一部改正〔平成２年規則15号〕*

（会長及び副会長）

**第３条**　審議会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、審議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（委員）

**第４条**　委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

*一部改正〔平成７年規則14号〕*

（会議）

**第５条**　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

**第６条**　審議会に幹事若干人を置く。

２　幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

３　幹事は、会長の指揮を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

（庶務）

**第７条**　審議会の庶務は、神奈川県統計センターにおいて処理する。

*一部改正〔昭和57年規則44号・平成20年10号・22年16号〕*

（委任）

**第８条**　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附　則

１　この規則は、昭和55年６月１日から施行する。

２　神奈川県統計報告調整審議会規則（昭和28年神奈川県規則第70号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

３　この規則の施行の際現に旧規則の規定による神奈川県統計報告調整審議会の委員である者は、第４条第１項の規定により委嘱され、又は任命された者とみなし、その任期（旧規則第４条第１項の規定により学識経験がある者のうちから委嘱された委員の任期に限る。）は、第４条第２項の規定にかかわらず、昭和56年３月31日までとする。

附　則（昭和57年５月31日規則第44号）

この規則は、昭和57年６月１日から施行する。

附　則（平成２年３月30日規則第15号）

この規則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成７年３月24日規則第14号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日規則第10号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月30日規則第16号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成22年４月１日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

70　この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。